

令和 7 年 度

勝山市財政健全化審査意見書

並びに

勝山市公営企業会計経営健全化審査意見書

勝 山 市 監 査 委 員

勝 監 発 第 6 9 号
令和 8 年 8 月 5 日

勝山市長 水上 実喜夫 様

勝山市監査委員 藤 村 敏 夫

勝山市監査委員 丸 山 忠 男

令和 7 年度勝山市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 7 年度健全化判断比率とその算定基礎事項を示す書類について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

勝 監 発 第 7 0 号
令和 8 年 8 月 5 日

勝山市長 水上 実喜夫 様

勝山市監査委員 藤 村 敏 夫

勝山市監査委員 丸 山 忠 男

令和 7 年度勝山市公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 7 年度公営企業会計決算における資金不足比率とその算定基礎事項を示す書類について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

目 次

1. 令和7年度 勝山市財政健全化審査意見書	1
〃 審査資料	3
2. 令和7年度 勝山市公営企業会計経営健全化審査意見書	7
〔1〕 勝山市水道事業会計経営健全化審査意見書	7
〃 審査資料	8
〔2〕 勝山市下水道事業会計経営健全化審査意見書	9
〃 審査資料	10
(参考資料) 健全化判断比率等の対象範囲	11

注 記

1. 文中及び表中の金額、比率については、表示単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
2. 「△」は負数を表し、増減を示す時は減少を表すものである。
3. 「－」は、該当数値のないものである。

1. 令和7年度 勝山市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

令和7年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和8年7月24日から令和8年8月5日まで

3 審査の方法

審査に付された令和7年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(%)

健全化判断比率	令和7年度	早期健全化基準	令和6年度	令和5年度
① 実質赤字比率	— (△6.52)	13.88	— (△7.00)	— (△7.71)
② 連結実質赤字比率	— (△17.24)	18.88	— (△18.12)	— (△22.21)
③ 実質公債費比率	8.4	25.0	9.1	8.9
④ 将来負担比率	— (△8.7)	350.0	9.3	32.9

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が黒字の場合、「—」で記載している。

2 参考として、() 内に黒字の比率を負(△)の値で表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和7年度の実質収支は 490,867 千円で、実質赤字比率は、△6.52%となっている。前年度△7.00%と比べ、0.48 ポイント悪化、黒字の割合が減少している。

しかし、早期健全化基準 13.88%を大きく下回り、引き続き良好な状態にある。

② 連結実質赤字比率について

令和7年度の連結実質収支は 1,296,285 千円で、連結実質赤字比率は△17.24%となっている。前年度△18.12%と比べ、0.88 ポイント悪化、黒字の割合が減少している。

しかし、早期健全化基準 18.88%を大きく下回り、引き続き良好な状態にある。

③ 実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費比率の3カ年平均は 8.4%となり、前年度 9.1%より 0.7 ポイント改善した。令和7年度の単年度実質公債費比率は、8.13683%と前年度 8.35287%と比べ 0.21604 ポイント改善している。

早期健全化基準 25.0%と比較してこれを下回り、良好な状態である。

④ 将来負担比率について

令和7年度の将来負担比率は△8.7%となっている。前年度 9.3%と比べ 18.0 ポイント改善している。

早期健全化基準 350.0%と比較してこれを下回り、良好な状態である。

(3) 是正改善を要する事項

特に改善すべき事項はない。

(4) 意見・要望

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っており良好な状態を維持している。

令和7年度の決算は、歳入歳出ともに過去最高の規模となった。また、財政調整基金及び公共施設等環境整備基金の積立が着実に進んだ結果、将来負担率は算定開始以来初めてマイナスとなった。これは、将来負担額を上回る「充当可能基金」を確保できていることを示しており、財政の健全性が維持されていると評価できる。一方で、公共施設の再編や跡地利用、将来的な小学校施設の更新など、多額の財政負担を伴う事業が見込まれることから、これらの大規模事業を見据え、引き続き一定の基金を確保していく必要であると考えられる。

今後の事業実施に当たっては、効率的かつ効果的な事業を厳選するとともに、戦略的な予算管理を徹底し、一層の財政健全化を図られたい。また、人口減少が続く中、地域経済の活性化や雇用の確保につながるよう、地元企業等への発注機会の確保にも留意されたい。

審査資料

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計（育英資金特別会計、市有林造成事業特別会計）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

（単位：千円、％）

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
①一般会計等実質赤字額	△490,867	△510,204	△ 551,835
②標準財政規模	7,518,626	7,279,893	7,149,337
標準税収入額等	3,434,258	3,434,448	3,533,904
普通交付税	4,084,368	3,824,707	3,573,085
臨時財政対策債発行可能額	0	20,738	42,348
③実質赤字比率	— (△6.52)	— (△7.00)	— (△7.71)
早期健全化基準	13.88	13.96	14.00
財政再生基準	20.00	20.00	20.00

実質赤字比率及び勝山市の早期健全化比率は以下により算定される。

※実質赤字比率算定式

$$\boxed{\text{③ 実質赤字比率}} = \frac{\boxed{\text{① 一般会計等の実質赤字額 } \triangle 490,867 \text{ 千円}}}{\boxed{\text{② 標準財政規模 } 7,518,626 \text{ 千円}}} \times 100 = \triangle 6.52$$

※勝山市実質赤字比率早期健全化基準算式

◎標準財政規模 50 億円以上 200 億円未満の団体

$$[\{(\text{標準財政規模} + 100 \text{ 億円}) \div (30 \times \text{標準財政規模}) \} \times 100 + 20] \div 2$$

$$[\{(7,518,626 \text{ 千円} + 100 \text{ 億円}) \div (30 \times 7,518,626 \text{ 千円}) \} \times 100 + 20] \div 2 = 13.88$$

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等（普通会計）、一般会計等以外の特別会計及び公営企業会計を合算した実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

（単位：千円、％）

会 計 名			実質収支額及び資金不足・剰余額		
			令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
①	一般会計等（育英資金・市有林含む）		490, 867	510, 204	551, 835
②	特別会計	国民健康保険特別会計	12, 602	409	2, 266
		介護保険特別会計	121	32	32, 045
		後期高齢者医療特別会計	117	147	53
③	公営企業	水道事業会計	769, 741	780, 761	811, 589
		下水道事業会計	22, 837	27, 818	－
④	公営企業法非適用	下水道事業特別会計	－	－	182, 158
		農業集落排水事業特別会計	－	－	8, 259
連結実質収支額等			1, 296, 285	1, 319, 371	1, 588, 205
(①+②+③+④) ⑤					
標準財政規模 ⑥			7, 518, 626	7, 279, 893	7, 149, 337
連結実質赤字比率 ⑤／⑥×100			－	－	－
			(△17. 24)	(△18. 12)	(△22. 21)
早期健全化基準			18. 88	18. 96	19. 00
財政再生基準			30. 00	30. 00	30. 00

※連結実質赤字比率算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額⑤ } \triangle 1,296,285 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模⑥ } 7,518,626 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 17.24$$

※勝山市早期健全化基準は、実質赤字比率の基準額に 5%加算した数値となる。△は黒字を表す。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、直近３年間の平均値で算出される。

(単位：千円、%)

区 分		令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
①	地方債の元利償還金(公債費充当一般財源等)	1,196,170	1,183,328	1,198,670
②	準元利償還金	399,333	381,384	388,588
	満期一括償還地方債の１年当たり元金償還金	0	0	0
	公営企業に係る地方債償還金	399,316	381,367	388,573
	一部事務組合に係る地方債償還金	17	17	15
③	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(控除)	896,512	893,465	901,369
④	特定財源(控除)	164,652	137,797	128,178
⑤	標準財政規模	7,518,626	7,279,893	7,149,337
⑥	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(控除)	896,512	893,465	901,369
実質公債費比率(単年度)		8.13683	8.35287	8.92628
実質公債費比率(3カ年平均)		8.4	9.1	8.9
早期健全化基準		25.0	25.0	25.0
財政再生基準		35.0	35.0	35.0

※実質公債費比率(R7単年度)算式

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\begin{array}{l} \text{地方債の元利償還金①} \\ 1,196,170 \text{ 千円} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{準元利償還金②} \\ 399,333 \text{ 千円} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準} \\ \text{財政需要額算入額③} \quad 896,512 \text{ 千円} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{特定財源④} \\ 164,652 \text{ 千円} \end{array}} \\
 \hline
 \boxed{\begin{array}{l} \text{標準財政規模⑤} \\ 7,518,626 \text{ 千円} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準} \\ \text{財政需要額算入額⑥} \quad 896,512 \text{ 千円} \end{array}} \times 100 = 8.06901
 \end{array}$$

※実質公債費比率(3カ年平均)算式 $\frac{8.06901 \text{ (R7)} + 8.35287 \text{ (R6)} + 8.92628 \text{ (R5)}}{3}$

= 8.4

3

④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担する実質的な債務の標準財政規模に対する比率である。一般会計（普通会計）、公営企業会計、一部事務組合及び広域連合、土地開発公社等を対象とするものである。

(単位：千円、%)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
① 将来負担額	20,770,328	19,471,424	18,930,879
地方債残高	14,300,758	12,781,361	12,124,481
公営企業債等繰入見込額	3,997,907	4,235,973	4,337,701
組合等負担等見込額	2,898	2,884	2,884
退職手当負担見込額	2,460,253	2,451,206	2,465,813
設立法人の負担額等見込額	8,512	0	0
土地開発公社	8,512	0	0
第 3 セクター等	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額	0	0	0
② 充当可能財源等	21,351,050	18,876,719	16,870,918
充当可能基金	7,529,866	6,228,153	4,934,405
充当可能特定歳入	1,256,678	1,268,830	1,206,882
基準財政需要額算入見込額	12,564,506	11,379,736	10,729,631
③ 標準財政規模	7,518,626	7,279,893	7,149,337
④ 算入公債費等の額	896,512	893,465	901,369
将来負担比率	△ 8.7	9.3	32.9
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0

※将来負担比率算式			
①将来負担額 20,770,328 千円	—	②充当可能財源等 21,351,050 千円	×100 = △8.7
③標準財政規模 7,518,626 千円	—	④算入公債費等の額（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額） 896,512 千円	

2. 令和7年度 勝山市公営企業会計経営健全化審査意見書

〔1〕勝山市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和7年度勝山市水道事業会計
- (2) 審査の期間 令和8年6月26日から令和8年8月5日まで
- (3) 審査の手続

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和7年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

※資金不足が生じない場合「—」で表示される。

(2) 個別意見

令和7年度決算においては、資金剰余額が769,741千円となっており、資金不足は生じていない。また、資金不足比率は、△235.2%であり、経営健全化基準の20.0%を大きく下回っていることから、財政状況は良好な状態にあると認められる。

水道事業の短期流動性を表示する流動比率（流動資産／流動負債＝835,918千円／243,591千円）は343.2%となっている。流動比率は200%以上であることが望ましいとされており、良好な状態である。

今後とも水道事業運営に際しては、計画的な施設更新と効率的な運営を図り、経営健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎水道事業会計資金不足比率算定概要（法適用企業）

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。資金不足は生じていないことから、経営資金の状況が著しく悪化している状況にはないことが認められる。

（単位：千円、％）

項 目	決 算 額		
	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度
資金の不足額(①－②)－(③－④) (A)	△769,741	△780,761	△811,589
流動負債 ①	243,591	232,300	245,778
控除企業債等 ②	177,414	177,662	178,064
流動資産 ③	835,918	835,399	879,303
控除額等 ④	0	0	0
事業規模(⑤－⑥) (B)	327,301	319,214	312,475
営業収益の額 ⑤	327,301	319,214	312,475
受託工事収益の額 ⑥	0	0	0
(A/B×100)	△235.2	△244.6	△259.7
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※資金不足算定式（法適用）

単位：千円、％

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A) } 0 (\triangle 769,741)}{\text{事業規模 (B) } 327,301} \times 100 = 0 (\triangle 235.2)$$

(A) 資金の不足額

$$(\text{①流動負債 } 243,591 - \text{②控除企業債等 } 177,414) - (\text{③流動資産 } 835,918 - \text{④控除額等 } 0) = \triangle 769,741$$

(B) 事業規模

$$(\text{⑤営業収益の額 } 327,301) - \text{⑥受託工事収益の額 } 0 = 327,301$$

[2] 勝山市下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和7年度勝山市下水道事業会計
- (2) 審査の期間 令和8年6月26日から令和7年8月5日まで
- (3) 審査の手続

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和7年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

※資金不足が生じない場合「—」で表示される。

(2) 個別意見

令和7年度決算においては、資金剰余額が22,837千円となっており、資金不足は生じていない。また、資金不足比率は、△6.4%であり、経営健全化基準の20.0%を下回っていることから、財政状況は良好な状態にあると認められる。

一方、下水道事業の短期流動性を表示する流動比率（流動資産／流動負債＝396,556千円／751,491千円）は52.8%となっている。流動比率は100%以上であることが望ましいとされていることから、短期的な支払能力については十分な水準にありとは認められず、今後も注視していく必要がある。現状は、一般会計からの繰入により収支の均衡が保たれているものの、将来にわたり安定した事業運営を維持するためには、引き続き事業の効率性・合理性に努めるとともに、コスト削減や経費の有効活用を推進し、健全な事業運営に取り組まれない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎下水道事業会計資金不足比率算定概要（法適用企業）

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。資金不足は生じていないことから、経営資金の状況が著しく悪化している状況にはないことが認められる。

（単位：千円、％）

項 目	決 算 額		
	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度
資金の不足額(①－②)－(③－④) (A)	△22,837	△27,818	—
流 動 負 債 ①	751,491	608,695	—
控 除 企 業 債 等 ②	377,773	387,589	—
流 動 資 産 ③	396,555	248,924	—
控 除 額 等 ④	0	0	—
事 業 規 模 (⑤－⑥) (B)	358,525	353,571	—
営 業 収 益 の 額 ⑤	358,525	353,571	—
受 託 工 事 収 益 の 額 ⑥	0	0	—
(A/B×100)	△6.4	△7.9	—
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	—

※資金不足算定式（法適用）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A) } 0 (\triangle 22,837)}{\text{事業規模 (B) } 358,525} \times 100 = 0 (\triangle 6.4)$$

（単位：千円、％）

(A) 資金の不足額

$$(\text{①流動負債 } 751,491 - \text{②控除企業債等 } 377,773) - (\text{③流動資産 } 396,555 - \text{④控除額等 } 0) = \triangle 22,837$$

(B) 事業規模

$$(\text{⑤営業収益の額 } 358,525) - \text{⑥受託工事収益の額 } 0 = 358,525$$

健全化判断比率等の対象範囲

◎健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計の範囲

区分・会計等	一般会計等		公 営 事 業 会 計						一部事務組合・ 広域連合	地方公社・ 第三セクター等
	一般会計	一般会計等に属する特別会計	一般会計等以外の特別会計			公営企業会計				
						公営企業に係る会計				
			法適用							
育英資金 特別会計	市有林造成事業 特別会計	国民健康保険 特別会計	介護保険 特別会計	後期高齢者医療特 別会計	水道事業会計	下水道事業会計	大野・勝山地区 広域行政事務組合			
健全化判断比率等の対象	実 質 赤 字 比 率									
	連 結 実 質 赤 字 比 率									
	実 質 公 債 費 比 率									
	将 来 負 担 比 率									
					資 金 不 足 比 率					
						※公営企業会計ごとに算定				